



加算以上の処遇改善の実態明らかに ～介護事業所の努力も反映～

◆介護職員処遇改善加算Ⅰを取得した施設・事業所(以下「事業所」という。)の平成27年度における介護職員の平均給与額が前年比で約13,000円増加しているとした調査結果が社保審介護給付費分科会(会長：田中滋/慶大名誉教授)で報告されました。同加算の取得で、12,000円程度の給与増が図れるとされていますが、実際にはその額を上回る処遇改善が行われていることとなります。

具体的に介護職員の平均給与額(手当、ひと月相当の一時金含む)を見ると、より厳しい条件の加算Ⅰを取得した事業所のみを集計では13,170円増(平成27年：287,420円/平成26年：274,250円)、加算Ⅰ～Ⅳを取得した事業所全体では12,310円増(同：284,410円/同：272,100円)となっており、加算が介護職員の給与増に反映されていることがわかります。さらに、事業所の規模にかかわらず給与増が見られるほか、管理職に比べて、管理職でない職員の方が増加額が高い結果となっています。

一方、いずれの加算の届出もしていない事業所は全体の約1割ですが、加算取得しない理由としては、加算取得のための事務作業が煩雑(45.4%)、利用者負担の発生(36.7%)、介護職員のみを対象とした加算のため事実上困難(32.1%)といったことが挙げられています。

委員からは、加算の本来の主旨が介護職員の雇用の確保や継続にあるため、給与増のみに焦点を当てるのではなく、雇用状況を検証する必要性も指摘されています。

(参考：厚労省HP/福祉新聞)

介護職員処遇改善加算Ⅰとは・・・

- ①介護職員の職務に応じた任用要件や賃金体系の整備(キャリアパス要件Ⅰ)
- ②職員の資質向上のための研修の実施等(キャリアパス要件Ⅱ)
- ③職員の健康管理強化などの賃金改善以外の処遇改善(職場環境等要件)全てを満たした場合、職員1人あたり月額12,000円相当の加算を支給。

<介護従事者の給与等の引き上げ実施方法>(単位：%) (対象：10,560事業所/有効回答数7,559事業所/有効回答率72.7%)

	給与表改定による給与引上・予定	定期昇給を実施・予定	各種手当の引上げまたは新設・予定	賞与支給額引上または新設・予定	その他
全体	17.7	59.8	50.7	19.1	4.1
介護老人福祉施設	11.3	81.3	50.7	16.8	3.4
介護老人保健施設	8.9	80.0	45.9	12.4	3.2
介護療養型医療施設	7.3	75.4	55.2	12.1	3.3
訪問介護	20.4	47.6	54.6	21.2	3.5
通所介護	19.1	60.4	47.0	19.3	5.3
認知症対応型共同生活介護	16.9	59.9	54.1	18.8	2.7

保育、定員弾力化の期間緩和へ ～厚労省、待機児童緊急対策示す～

◆施設整備や保育人材確保など、先月政府が示した待機児童解消に向けた緊急対策について、厚労省は14日、その具体策をまとめた通知を都道府県などに示しました。

具体的には、認可を目指す認可外保育施設に対して児童1人あたり月5千円程度の運営費補助の上乗せを行うことによって利用者負担を軽減することのほか、“入所児童数が「2年間連続」で常に定員を超え、当該2年間の平均在所率が120%を超える認可施設の給付額を減額する”という現在の制度を緩和し、「5年間連続」とする方針が示されて今です。現存する施設を活用し、一時的な定員超過を認めることで待機児童解消を図るねらいが見られます。

また、短時間勤務の保育士の処遇を改善したり、保育士の子どもを優先的に受け入れることを都道府県に要請するなど、保育士確保を図るほか、待機児童が多い自治体に対しては、新規事業者を積極的に受け入れることも求めています。

政府の緊急対策は待機児童が50人以上いる自治体や受け皿拡充に積極的に取り組んでいる自治体を中心に支援する方針で、該当する自治体は全国で227の自治体に上るとされています。

(参考：厚労省/時事通信社ウェブ/毎日新聞ウェブ)

改正社福法、内容の検討に移る ～社保審、福祉部会再開～

◆既報の通り、改正社会福祉法が3月31日に成立しましたが、これを受けて改正法の具体的な内容を検討するべく、社保審福祉部会(部会長：田中滋/慶大名誉教授)がおよそ1年ぶりに再開されました。

会合ではこれからの検討内容として、小規模法人に対する評議員数の経過措置に関するもののほか、会計監査人設置法人の対象範囲、社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の算出方法などを審議していく方針が示されました。

また、会計監査人関係や控除対象財産関係の検討にあたっては、専門的・技術的整理が必要として、新たに財務規律向上に係る検討会を設置することも示されています。検討会メンバーは「財務に関する専門的知見を有する者」などとされ、社福の実情に沿った制度設計に向けて、専門家の意見が必要とされています。(参考：厚労省HP)

<財務規律向上に係る検討会の検討課題>

- 会計監査人候補者の選び方
- 会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)
- 会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)
- 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法
- 控除対象財産の算定ルール
- 控除対象財産の算定に用いる各種係数の設定の考え方